子ども・子育て新システムによる保育制度改革に関する意見書

国は、少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムの中間とりまとめについて」を決定し、今後必要な検討を踏まえて、「平成23年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出する」との方針を示している。

この「子ども・子育て新システム」は、直接契約、利用者補助、保育料の応益負担などを柱とする仕組みであり、多様な事業者の参入を図るとして事業者指定制度を導入し、保育の市場化、産業化を進めるものである。

現行保育制度は、国と自治体の公的責任、最低基準の遵守、公費による財源保障と応能負担を制度の柱にしており、すべての子どもの保育を受ける権利を保障してきた。しかし、「子ども・子育て新システム」は、国の責任を市町村にゆだね、子どもの福祉よりも経済効率が優先され、保育の地域格差が広がるだけでなく、家庭の経済状況により子どもが受ける保育のレベルにも格差が生じることになりかねない。

子どもの育ちや子育てをめぐる環境が厳しい中、都市部では保育所の待機児童が増加しており、過疎地域においては、保育の場の確保や運営が困難になっている。

今必要なことは、新システムの導入ではなく、国の責任で保育・子育て支援施策を拡充し、十分な財源を確保することなど、すべての子どもに質の高い保育と支援を保障するための公的保育制度の拡充である。

よって、国においては、子どもの権利を最優先に、地方自治体の実情を踏ま えた上で、国の責任のもとに保育制度の拡充を図るよう、次の事項について強 く要望する。

記

- 1. 直接契約、直接補助、応益負担など国の公的保育責任の後退につながる「子ども・子育て新システム」に基づく保育制度改革ではなく、すべての子どもの健やかな育ちを保障するために、福祉としての現行保育制度を堅持・拡充すること。
- 2. 国の責任において緊急に認可保育所の整備を行い待機児童の解消を図ること。地方自治体が待機児童解消に向けた取り組みができるよう、国が必要な支援と財政措置を行うこと。
- 3. 保育所・幼稚園・学童保育及び子育て支援関連予算を大幅にふやし、子育 てにかかわる経済的負担の軽減を図ること。
- 4. 保育の質の低下につながる保育所の国の最低基準の引き下げは行わず、国の責任において維持、改善すること。
- 5. 幼保一体化など保育・幼児教育の制度設計に当たっては、地方自治体、保育・幼児教育関係団体、保護者等から十分な意見聴取を行い、慎重な検討

を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月23日

愛知県武豊町議会議長 加 藤 美奈子

## 【提出先】

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 内閣府特命担当大臣(少子化対策)